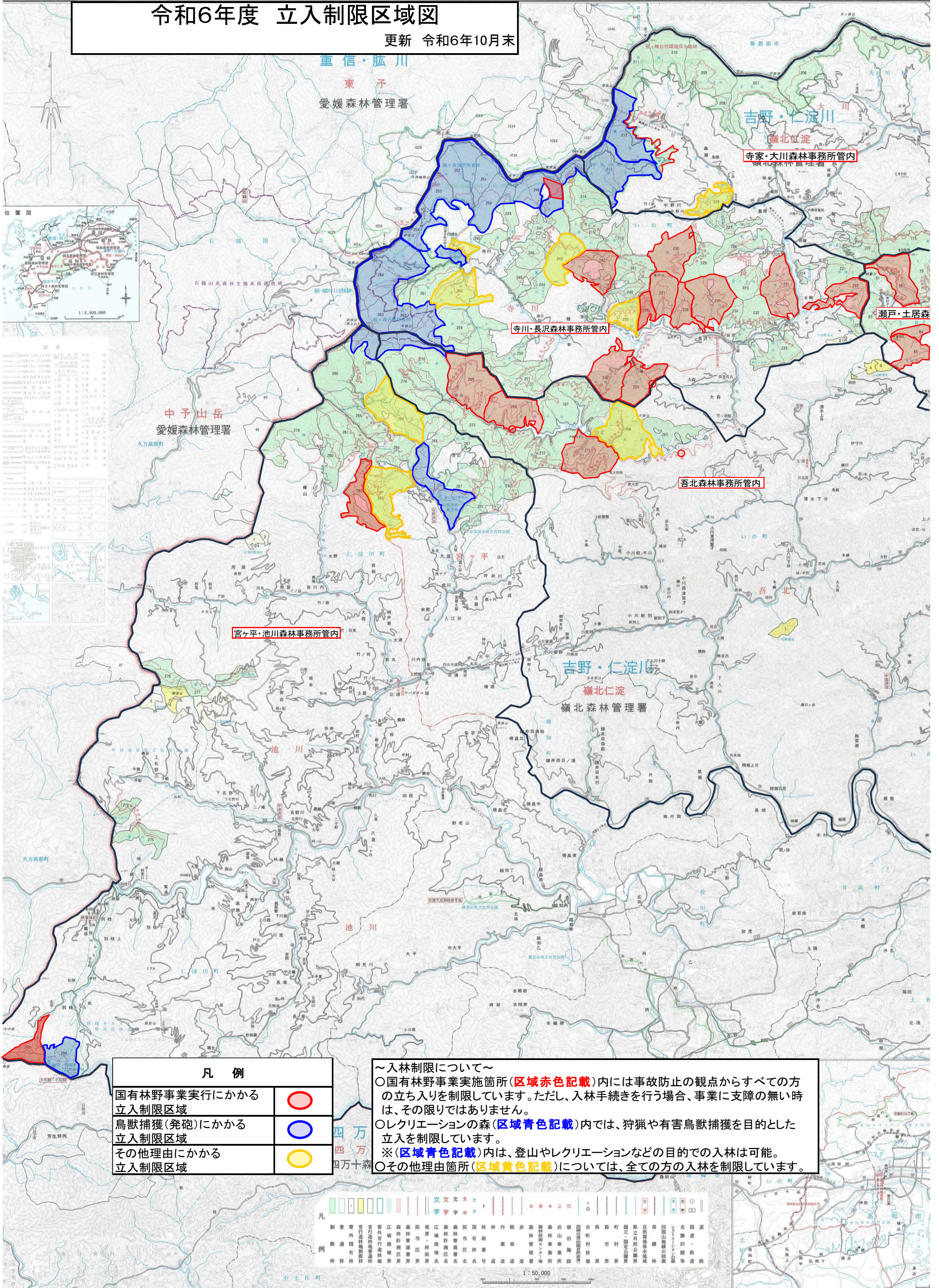


令和6年度 立入制限区域図

更新 令和6年10月末



凡例	
国有林野事業実行にかかる立入制限区域	●
鳥獣捕獲(発砲)にかかる立入制限区域	●
その他理由にかかる立入制限区域	●

～入林制限について～  
 ○国有林野事業実施箇所(区域赤色記載)内には事故防止の観点からすべての方の立ち入りを制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時は、その限りではありません。  
 ○レクリエーションの森(区域青色記載)内では、狩猟や有害鳥獣捕獲を目的とした立入を制限しています。  
 ※(区域青色記載)内は、登山やレクリエーションなどの目的での入林は可能。  
 ○その他理由箇所(区域黄色記載)については、全ての方の入林を制限しています。



1:50,000